

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には<u>100分の130</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p>

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の70</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の90</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の45</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の65</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の85</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の30</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>2 (義務教育等教員特別手当) 第40条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>11,700円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(義務教育等教員特別手当) 第40条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>3 (期末手当) 第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任</p>	<p>(期末手当) 第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任</p>

の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30（特定幹部職員にあっては、100分の40）を乗じて得た額の総

責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（特定幹部職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額

額 3～5 [略]	の総額 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成23年1月1日から、表3の項の改正部分は同年4月1日から施行する。